

会員各位

鹿行発 第75号

平成26年7月8日

鹿児島県行政書士会

会長 鎌田 敬



会則改正の認可について

平成26年度本会定時総会にて可決された本会会則改正につき下記の通り県知事認可となりました。

- ・会則改正内容：第98条削除（新旧条文対照表の通り）

新旧条文対照表

| 改正前   | 改正案            |
|---|----------------|
| <p>第98条 会員は、前年中に処理した事件の総件数及び報酬額を、会に報告しなければならない。</p> <p>2 前項の報告は、毎年1月20日までに行わなければならない。</p> | <p>第98条 削除</p> |

[記]

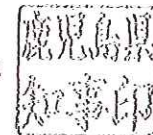
指令市町村第187号

鹿児島県行政書士会

平成26年6月23日付けで申請のあった鹿児島県行政書士会会則の一部変更については、行政書士法（昭和26年法律第4号）第16条の2の規定により、申請のとおり認可します。

平成26年6月24日

鹿児島県知事 伊藤 祐一郎



以上

- <使用した職務上請求書の番号は事件簿に必ず記録しなければなりません。>
- <戸籍・住民票の請求のみを目的として職務上請求書を使用することはできません。>
- <作成した書類には、記名して職印を押すことが義務付けられています。>
- <鹿児島県暴力排除の条例を遵守します。>